

## 日仏翻訳者に対するフランス滞在助成金

### 概要

これまでに最低一冊の翻訳出版の実績のある翻訳者が、新たな翻訳出版を準備するためにフランスに滞在（最長3ヶ月）する費用の一部を支給します。

### 【目的】

フランス語、あるいはフランスの言語から日本語への翻訳者に対するフランス滞在助成金は、フランス語作品の翻訳出版を実現するためにフランスに滞在する可能性を提供することを目的とする。

### 【選考】

#### 応募資格

下記の条件を満たす者が応募できる：

- フランス語、あるいはフランスの言語の一つから日本語への翻訳者であること；
- フランスに居住していないこと；
- 既に最低一冊のフランス語作品、あるいはフランスの言語の著作物を日本の出版社から翻訳出版していること；
- 以下に記載の条件に該当する場合、応募の猶予時期を考慮すること：
  - 他の公的機関から、著作か翻訳を主な対象とする2,000€を超える助成金を取得してから一年が経過していること；
  - CNLの他の奨学金（創作、滞在、翻訳）を受給して3年が経過していること；
  - CNLのサバディカル・イヤール奨学金を受給後5年が経過している；
- CNLから他の奨学金を過去に受給した場合、翻訳出版が実現したか、あるいは例外的に同じ分野で他の作品を出版した場合には、なぜ当初の計画が実現されなかったのかを書面で説明すること。

下記要件を満たす企画について応募できる：

- 訳出される言語がどの言語かによらず、フランス語作品、あるいはフランスの言語の一つで書かれた作品あるいは著作物の翻訳であること；
- CNLによる審査を過去に受けたことがないこと；
- 審査委員会による審査の時点で翻訳企画が完了していないこと；

- CNL が支援する文学分野の作品であること。以下に列挙する分野の作品は応募対象とはならないので留意のこと；
  - ◇ 実用書、ガイド本、地図；
  - ◇ 教科書、教材；
  - ◇ 大学出版（学会の記録、博士論文、教科書、報告書、専門家以外の一般読者を対象としない出版物）
  - ◇ 技術、職業専門書、法律書；
  - ◇ 現代美術；
  - ◇ ゲーム本、
  - ◇ ジャーナリストによるインタビューの類；
  - ◇ カタログ、出版物一覧、名簿、パンフレット、チラシ類；
  - ◇ 辞書、百科事典；
  - ◇ オペラ曲目、楽譜；
  - ◇ 宗教書、護教的な出版物；
  - ◇ 秘教の書物；
- バンドデシネと児童書を除いて、イラストに対するテキストの割合が少なくとも 50%以上あること；
- フランス語またはフランスの言語で書かれた作品であること（他の言語からの転訳は認められない）；
- 日本の出版社との翻訳契約が締結されること；
- 著作権が消滅していない場合には、著作権取得の契約が承認の課程にあること；

#### 応募書類について

##### 提出書類の内容

助成金の申請は必ず CNL の応募用サイト上から行うこと。申請者は CNL 局長が有用と判断した全ての書類、サイトに記載された書類を提出しなければならない；

##### 応募の日程

審査委員会は年間数回開かれる。応募書類の提出期限は、CNL のサイト上に告知される。

#### 応募書類の審査

##### 書類審査

##### 【書類審査のプロセス】

応募期限内に提出され、応募資格を満たす書類のみが、審査委員会で検討される。応募書類は、少なくとも審査委員の一通の意見書を添えて審査委員会で諮られ、合議の後、特に CNL

の予算と応募の状況に照らして判断される。審査委員会が適格と判断した場合には、一ヶ月から3ヶ月の滞在を提案する。

#### 審査基準

応募書類は次の基準で審査される；

- 原作の作品としての質；
- 翻訳出版することの妥当性；
- 出版企画の困難さ；
- 翻訳見本の質；
- 海外出版社の編集方針、フランス出版社とのやり取りにおける真剣さ；
- 質の高い翻訳を行うためにフランスに滞在することの必要性（著者との面会、他の関係者との面会、図書館での調査など）；
- 翻訳者の経歴；
- 在日フランス大使館文化部の意見；
- これまでに他の助成金を受給したことがあるか；

その他審査の判断基準として、フランス国内、海外でのCNLの活動の地理的、言語的な優先地域がある場合、省庁、省庁横断的な優先国がある場合に、考慮される場合がある。

#### 助成金の支給可能金額

助成金の金額は、一月2,000€（税引き前）で、滞在期間は一ヶ月から3ヶ月とする。

#### 【助成金の支給】

審査委員会の意見を受けて、助成金の支給の許諾、拒否、例外的に延期について、CNL局長が決定する。

#### 【助成金の有効期間】

##### 有効期間

助成金の有効期間は、決定がなされた日から12ヶ月間とする。局長の判断により例外的に延長されることがある。

##### 有効期間の延長

助成金の有効期間の延長を希望する書簡を配達記録郵便で、有効期限内にCNL局長宛を送った場合、期間延長が認められる場合がある。

#### 【助成金支給前の受給者の義務】

受給者はフランス滞在の日程を、有効期間内で自由に選択できる。一回の滞在につき最低でも一ヶ月は滞在しなければならない。フランスに出発する前に、受給者はCNL宛に滞在期間の証拠書類を送らなければならない。

## 助成金の支給

CNL は滞在日程の証拠書類を受領後、一回払いで助成金を支給する。

## 助成金の受給後の義務

フランスでの滞在終了後、受給者は CNL 宛に報告書（滞り場所、面会した人物名、実行した調査、受けた対応など）を提出しなければならない。計画していた翻訳が完成したら、出

版社から刊行されなければならない（自費出版や自前出版は認められない）。作品は、法的、経済的な規範に則り出版契約に基づいて出版されなければならない。

刊行される書籍の表紙から 4 頁目に CNL のロゴを掲載するよう、翻訳者から出版社に要望しなければならない。その際、CNL のサイトに記載のロゴ掲載の規定を遵守すること。この義務を怠った場合には、CNL は応募猶予期間に加えて一年間、CNL の助成金に応募することはできない。作品が出版された際には、受給者は CNL に一冊贈呈すること。また電子書籍の場合には、アクセスコードとリンクを送付すること。もしフランスへの滞在が全く実行されなかったか、部分的にしか行われなかった場合には、助成金の全額、あるいは一部を CNL に返金すること。

## 応募の際に提出する書類

全ての申請者は、CNL のサイトから電子媒体で下記書類を提出すること；

- 身分証明書
- フランス語の履歴書
- 翻訳者の過去の全ての翻訳作品のリスト
- 翻訳を出版する日本の出版社についてのフランス語での説明と出版目録、ホームページのリンク
- 翻訳契約書と契約書の主要な条項のフランス語訳
- 作品の著作権が消滅していない場合には著作権譲渡の契約書
- RIB 記載欄：RIB(口座証明)のない国の場合には、銀行通帳の次の事項記載頁のコピー添付のこと（氏名、住所、口座名義、口座番号、Iban、Swift）

申請者は下記書類を郵送すること：

- 全体の 20%の翻訳見本（頁をふり、30 頁以内）。
- 翻訳見本に該当するフランス語原文
- 翻訳出版された書籍一冊

- CNL の助成金で過去にフランスに滞在したことがある場合、その際の作品

-